

仕様書

1 業務名

北部小中学校の産業廃棄物収集運搬処分業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

3 業務の目的

大津市立小学校及び中学校から排出される産業廃棄物について、排出場所から処理を確実に行えると認められる施設まで収集運搬し、適正に処理することで学校の衛生的な生活環境の維持を図る。

4 業務内容

大津市立小学校及び中学校から排出される産業廃棄物を排出場所で適正に収集運搬し、中間処分業者施設にて適正に処理する。

5 産業廃棄物の排出場所

大津市立の北部小中学27校（別紙1のとおり）

6 排出予定数量

別紙2「北部小中学校廃棄物リスト」のとおり

7 産業廃棄物の適正処理に必要な情報

| | |
|---------------------------------|-------|
| 品名 | 混合廃棄物 |
| 性状及び荷姿 | 固形・バラ |
| 通常の保管状況下での性状変化 | 無し |
| 混合等により生ずる変化 | 無し |
| JISC0950に規定する 含有マークの表示に関する事項 | 無し |
| その他取り扱いの注意事項 | 無し |

8 搬出運搬区間

産業廃棄物の排出場所から中間処分業者施設までとする。

9 収集の日程及び時間

搬出日は土日祝を除く平日のいずれかとする。

収集運搬業者と処分業者が異なる場合は両者で処理場搬入日を調整すること。

収集運搬業者は、収集ルート及び学校ごとの収集時間の予定表を市に提出し、協議の上、収集の日程及び時間を決定する。（小中学校の行事等の日程により、「不都合のある日」を指定する場合がある。）なお、収集時間は原則として9時から17時とし、児童生徒の登下校時は避けるものとする。収集予定日時を変更する場合は、速やかに本市及び学校に連絡すること。

10 収集運搬車両

収集運搬車両は、ごみが飛散したり、悪臭が漏れたりする恐れのないものを使用すること。

11 収集運搬車両の運行

学校のごみ集積所への進入経路等は、本市の指示に従い、安全に留意すること。また、収集運搬車両への積み込みについては速やかに実施し、来校者への安全対策には十分に配慮すること。

12 人員

受託者は、本業務を適正に履行するために必要な人員を配置すること。

また、業務中は本市からの連絡が常にとれるよう、事務所等に人員を配置すること。

13 経費等の負担

本業務を行うために必要な経費等（処分費、マニフェスト代含む）は、すべて受託者の負担とする。

14 業務要領

(1) 作業実施日のうちに、搬出された産業廃棄物を全て収集し、積替えを行う

ことなく、搬入先まで全量を運搬すること。車両の故障、交通渋滞等やむをえない理由により当日中の運搬が出来なくなったときは、受託者が搬入先と調整の上、原則翌日に速やかに搬入を行い、委託者に報告すること。

- (2) 業務中に事故等緊急の事態が生じたときは、直ちに必要な措置をとるとともに、本市及び学校に連絡すること。
- (3) その他不測の事態が生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うこと。

15 業務完了報告

受託者は収集運搬日の業務実績を記録し、本業務の処理について、マニフェストを作成して、業務完了後速やかに本市に報告すること。

16 委託料の請求

受託者は業務完了報告の確認を受けた後、契約書に基づき請求すること。

17 法令順守

本業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に定める収集及び運搬の基準その他関係法令を遵守すること。

18 その他

- (1) 本市は、本業務の処理に関して、特に必要があると認めた事項をその都度受託者に指示することができる。この場合において、受託者は、当該指示に従わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項または仕様に疑義が生じた場合は、関係法令に従い、その都度、委託者と受託者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。